

**【表紙】**  
**【提出書類】** 公開買付届出書の訂正届出書  
**【提出先】** 関東財務局長  
**【提出日】** 2020年7月29日  
**【届出者の氏名又は名称】** リテールインベストメントカンパニー合同会社  
**【届出者の住所又は所在地】** 東京都港区北青山二丁目5番1号  
**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区北青山二丁目5番1号  
**【電話番号】** (03) 3497-4484  
**【事務連絡者氏名】** 職務執行者 細見 研介  
**【代理人の氏名又は名称】** 該当事項はありません  
**【代理人の住所又は所在地】** 該当事項はありません  
**【最寄りの連絡場所】** 該当事項はありません  
**【電話番号】** 該当事項はありません  
**【事務連絡者氏名】** 該当事項はありません  
**【縦覧に供する場所】** リテールインベストメントカンパニー合同会社  
 (東京都港区北青山二丁目5番1号)  
 株式会社東京証券取引所  
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、リテールインベストメントカンパニー合同会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ファミリーマートをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注6) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものですが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員及び取締役も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人並びにその役員及び取締役に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注7) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語により作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注8) 本書中の記載には、「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報をもとに作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注9) 公開買付者、公開買付者の親会社のファイナンシャル・アドバイザー、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、対象者株式を自己

又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年7月9日付で提出いたしました公開買付届出書（同年7月21日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、全国農業協同組合連合会（以下「全農」といいます。）が、2020年7月29日、総代会を開催し、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）並びに全農及び農林中央金庫（以下「農中」といいます。）の間で締結している2020年7月8日付「基本契約書」（以下「本基本契約」といいます。）に基づき全農が公開買付者から譲り受ける対象者の株式（以下「対象者株式」といいます。）に係る譲渡対価の額を100億円とする旨の決議を行い、全農及び農中が、2020年7月29日、本基本契約に基づき、対象者の非公開化後に、両者が譲り受ける対象者株式の内訳を、全農が0.86%（譲受け時点における対象者株式の総数に対する割合）、農中が4.04%（譲受け時点における対象者株式の総数に対する割合）とする旨を伊藤忠商事に対して通知したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### I 公開買付届出書

#### 第1 【公開買付要項】

#### 3 【買付け等の目的】

- (1) 本公開買付けの概要
- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
  - ① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
    - (i) 本公開買付けの背景及び理由
  - ② 本公開買付け後の経営方針
    - I. 全農・農中株式譲渡

### II 公開買付届出書の添付書類

2020年7月9日付公開買付開始公告

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### I 公開買付届出書

#### 第1 【公開買付要項】

#### 3 【買付け等の目的】

- (1) 本公開買付けの概要  
(訂正前)

<前略>

(注6) 後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付け後の経営方針」の「I 全農・農中株式譲渡」に記載のとおり、全農及び農中がそれぞれ譲り受ける対象者株式の内訳は、全農及び農中が決定し（なお、全農及び農中のいずれかが譲り受ける対象者株式数がゼロとならないように決定されます。）、伊藤忠商事に対して通知することとされており、本書提出日現在、決定しておりません。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注6) 後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付け後の経営方針」の「I 全農・農中株式譲渡」に記載のとおり、全農及び農中がそれぞれ譲り受ける対象者株式の内訳は、全農及び農中が決定し（なお、全農及び農中のいずれかが譲り受ける対象者株式数がゼロとならないように決定されます。）、伊藤忠商事に対して通知することとされており、全農は、2020年7月29日、総代会を開催し、伊藤忠商事並びに全農及び農中との間で締結している2020年7月8日付「基本契約書」（以下「本基本契約」といいます。）に基づき全農が公開買付者から譲り受ける対象者株式に係る譲渡対価の額を100億円とする旨の決議を行い、全農及び農中は、2020年7月29日、本基本契約に基づき、全農及び農中が譲り受ける対象者株式の内訳を、全農が0.86%（譲受け時点における対象者株式の総数に対する割合）、農中が4.04%（譲受け時点における対象者株式の総数に対する割合）とする旨を伊藤忠商事に対して通知いたしました。その結果、全農及び農中は、本基本契約に基づき、対象者の非公開化後、公開買付者から、それぞれ、全農が、当該時点における対象者株式の総数の0.86%に相当する数の対象者株式（本書提出日現在の対象者株式の数に換算すると、4,347,826株（所有割合：0.86%））を、農中が、当該時点における対象者株式の総数の4.04%に相当する数の対象者株式（本書提出日現在の対象者株式の数に換算すると、20,451,470株（所有割合：4.04%））を譲り受ける予定です。なお、全農及び農中が当該譲受けに関して支払う対価の額は、それぞれ9,999,999,800円及び47,038,381,000円であり（本書提出日現在の対象者株式の数に換算すると、1株当たり2,300円）、また、全農及び農中は、当該対価以外に、本取引のために必要な実費のうち全農及び農中にて負担する金額として伊藤忠商事並びに全農及び農中との間で別途合意する金額を負担いたします。

<後略>

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(i) 本公開買付けの背景及び理由

(訂正前)

<前略>

(注5) 全農は、2020年7月8日、経営管理委員会を開催し、伊藤忠商事並びに全農及び農中との間で締結している2020年7月8日付「基本契約書」（以下「本基本契約」といいます。）の締結について承認しておりますので、本書提出日現在、全農・農中株式譲渡における全農の譲受け比率（内訳）を除き、全農・農中株式譲渡について正式な機関決定を行っております。また、全農は、2020年7月29日、総代会を開催し、全農・農中株式譲渡における全農の譲受け比率（内訳）を決議する予定です。なお、総代会において、全農・農中株式譲渡における全農の譲受け比率（内訳）が決議されなかった場合であっても、全農・農中株式譲渡における全農の譲受け比率（内訳）に対応する対価の額が、全農の経営管理委員会に対して権限委譲されている100億円以下の範囲内となるように、全農の経営管理委員会において全農・農中株式譲渡における全農の譲受け比率（内訳）を決議することにより全農・農中株式譲渡は実行可能です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注5) 全農は、2020年7月8日、経営管理委員会を開催し、本基本契約の締結について承認しておりますので、本書提出日現在、全農・農中株式譲渡における全農の譲受け比率（内訳）を除き、全農・農中株式譲渡について正式な機関決定を行っております。また、全農は、2020年7月29日、総代会を開催し、本基本契約に基づき全農が公開買付者から譲り受ける対象者株式に係る譲渡対価の額を100億円とする旨の決議を行い、全農及び農中は、2020年7月29日、本基本契約に基づき、全

農及び農中が譲り受ける対象者株式の内訳を、全農が0.86%（譲受け時点における対象者株式の総数に対する割合）、農中が4.04%（譲受け時点における対象者株式の総数に対する割合）とする旨を伊藤忠商事に対して通知いたしました。その結果、全農及び農中は、本基本契約に基づき、対象者の非公開化後、公開買付者から、それぞれ、全農が、当該時点における対象者株式の総数の0.86%に相当する数の対象者株式（本書提出日現在の対象者株式の数に換算すると、4,347,826株（所有割合：0.86%））を、農中が、当該時点における対象者株式の総数の4.04%に相当する数の対象者株式（本書提出日現在の対象者株式の数に換算すると、20,451,470株（所有割合：4.04%））を譲り受ける予定です。なお、全農及び農中が当該譲受けに関して支払う対価の額は、それぞれ9,999,999,800円及び47,038,381,000円であり（本書提出日現在の対象者株式の数に換算すると、1株当たり2,300円）、また、全農及び農中は、当該対価以外に、本取引のために必要な実費のうち全農及び農中にて負担する金額として伊藤忠商事並びに全農及び農中との間で別途合意する金額を負担いたします。

<後略>

## ② 本公開買付け後の経営方針

### I. 全農・農中株式譲渡

(訂正前)

本基本契約に従い、対象者の非公開化後、公開買付者から、全農及び農中に対し、合計で、当該時点における対象者株式の総数の4.90%に相当する数の対象者株式を約570億円で譲渡する予定です（全農・農中株式譲渡）。当該譲渡の対価は、本書提出日現在の対象者株式1株当たりに換算すると、対象者株式24,799,296株（所有割合：4.90%）に本公開買付価格を乗じた額に、本取引のために必要な実費のうち全農及び農中にて負担する金額として伊藤忠商事並びに全農及び農中との間で別途合意する金額を加えた額となります。

また、本基本契約において、全農及び農中が譲り受ける対象者株式の内訳は、全農及び農中が決定し（なお、全農及び農中のいずれかが譲り受ける対象者株式数がゼロとならないように決定されます。）、伊藤忠商事に対して通知することとされております。

<後略>

(訂正後)

本基本契約に従い、対象者の非公開化後、公開買付者から、全農及び農中に対し、合計で、当該時点における対象者株式の総数の4.90%に相当する数の対象者株式を約570億円で譲渡する予定です（全農・農中株式譲渡）。当該譲渡の対価は、本書提出日現在の対象者株式1株当たりに換算すると、対象者株式24,799,296株（所有割合：4.90%）に本公開買付価格を乗じた額となり、また、全農及び農中は、当該対価以外に、本取引のために必要な実費のうち全農及び農中にて負担する金額として伊藤忠商事並びに全農及び農中との間で別途合意する金額を負担いたします。

また、本基本契約において、全農及び農中が譲り受ける対象者株式の内訳は、全農及び農中が決定し（なお、全農及び農中のいずれかが譲り受ける対象者株式数がゼロとならないように決定されます。）、伊藤忠商事に対して通知することとされております。全農は、2020年7月29日、総代会を開催し、本基本契約に基づき全農が公開買付者から譲り受ける対象者株式に係る譲渡対価の額を100億円とする旨の決議を行い、全農及び農中は、2020年7月29日、本基本契約に基づき、全農及び農中が譲り受ける対象者株式の内訳を、全農が0.86%（譲受け時点における対象者株式の総数に対する割合）、農中が4.04%（譲受け時点における対象者株式の総数に対する割合）とする旨を伊藤忠商事に対して通知いたしました。その結果、全農及び農中は、本基本契約に基づき、対象者の非公開化後、公開買付者から、それぞれ、全農が、当該時点における対象者株式の総数の0.86%に相当する数の対象者株式（本書提出日現在の対象者株式の数に換算すると、4,347,826株（所有割合：0.86%））を、農中が、当該時点における対象者株式の総数の4.04%に相当する数の対象者株式（本書提出日現在の対象者株式の数に換算すると、20,451,470株（所有割合：4.04%））を譲り受ける予定です。なお、全農及び農中が

当該譲受けに関して支払う対価の額は、それぞれ9,999,999,800円及び47,038,381,000円であり（本書提出日現在の対象者株式の数に換算すると、1株当たり2,300円）、また、全農及び農中は、当該対価以外に、本取引のために必要な実費のうち全農及び農中にて負担する金額として伊藤忠商事並びに全農及び農中との間で別途合意する金額を負担いたします。

<後略>

## II 公開買付届出書の添付書類 2020年7月9日付公開買付開始公告

### 1. 公開買付けの目的

#### (1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

<前略>

(注6) 後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付け後の経営方針」の「I 全農・農中株式譲渡」に記載のとおり、全農及び農中がそれぞれ譲り受ける対象者株式の内訳は、全農及び農中が決定し（なお、全農及び農中のいずれかが譲り受ける対象者株式数がゼロとならないように決定されます。）、伊藤忠商事に対して通知することとされており、本公告日現在、決定していません。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注6) 後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付け後の経営方針」の「I 全農・農中株式譲渡」に記載のとおり、全農及び農中がそれぞれ譲り受ける対象者株式の内訳は、全農及び農中が決定し（なお、全農及び農中のいずれかが譲り受ける対象者株式数がゼロとならないように決定されます。）、伊藤忠商事に対して通知することとされております。全農は、2020年7月29日、総代会を開催し、伊藤忠商事並びに全農及び農中との間で締結している2020年7月8日付「基本契約書」（以下「本基本契約」といいます。）に基づき全農が公開買付者から譲り受ける対象者株式に係る譲渡対価の額を100億円とする旨の決議を行い、全農及び農中は、2020年7月29日、本基本契約に基づき、全農及び農中が譲り受ける対象者株式の内訳を、全農が0.86%（譲受け時点における対象者株式の総数に対する割合）、農中が4.04%（譲受け時点における対象者株式の総数に対する割合）とする旨を伊藤忠商事に対して通知いたしました。その結果、全農及び農中は、本基本契約に基づき、対象者の非公開化後、公開買付者から、それぞれ、全農が、当該時点における対象者株式の総数の0.86%に相当する数の対象者株式（本公告日現在の対象者株式の数に換算すると、4,347,826株（所有割合：0.86%））を、農中が、当該時点における対象者株式の総数の4.04%に相当する数の対象者株式（本公告日現在の対象者株式の数に換算すると、20,451,470株（所有割合：4.04%））を譲り受ける予定です。なお、全農及び農中が当該譲受けに関して支払う対価の額は、それぞれ9,999,999,800円及び47,038,381,000円であり（本公告日現在の対象者株式の数に換算すると、1株当たり2,300円）、また、全農及び農中は、当該対価以外に、本取引のために必要な実費のうち全農及び農中にて負担する金額として伊藤忠商事並びに全農及び農中との間で別途合意する金額を負担いたします。

<後略>

#### (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

##### ① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(i) 本公開買付けの背景及び理由

(訂正前)

<前略>

(注5) 全農は、2020年7月8日、経営管理委員会を開催し、伊藤忠商事並びに全農及び農中との間で締結している2020年7月8日付「基本契約書」(以下「本基本契約」といいます。)の締結について承認しておりますので、本公告日現在、全農・農中株式譲渡における全農の譲受け比率(内訳)を除き、全農・農中株式譲渡について正式な機関決定を行っております。また、全農は、2020年7月29日、総代会を開催し、全農・農中株式譲渡における全農の譲受け比率(内訳)を決議する予定です。なお、総代会において、全農・農中株式譲渡における全農の譲受け比率(内訳)が決議されなかった場合であっても、全農・農中株式譲渡における全農の譲受け比率(内訳)に対応する対価の額が、全農の経営管理委員会に対して権限委譲されている100億円以下の範囲内となるように、全農の経営管理委員会において全農・農中株式譲渡における全農の譲受け比率(内訳)を決議することにより全農・農中株式譲渡は実行可能です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注5) 全農は、2020年7月8日、経営管理委員会を開催し、本基本契約の締結について承認しておりますので、本公告日現在、全農・農中株式譲渡における全農の譲受け比率(内訳)を除き、全農・農中株式譲渡について正式な機関決定を行っております。また、全農は、2020年7月29日、総代会を開催し、本基本契約に基づき全農が公開買付者から譲り受ける対象者株式に係る譲渡対価の額を100億円とする旨の決議を行い、全農及び農中は、2020年7月29日、本基本契約に基づき、全農及び農中が譲り受ける対象者株式の内訳を、全農が0.86%(譲受け時点における対象者株式の総数に対する割合)、農中が4.04%(譲受け時点における対象者株式の総数に対する割合)とする旨を伊藤忠商事に対して通知いたしました。その結果、全農及び農中は、本基本契約に基づき、対象者の非公開化後、公開買付者から、それぞれ、全農が、当該時点における対象者株式の総数の0.86%に相当する数の対象者株式(本公告日現在の対象者株式の数に換算すると、4,347,826株(所有割合:0.86%))を、農中が、当該時点における対象者株式の総数の4.04%に相当する数の対象者株式(本公告日現在の対象者株式の数に換算すると、20,451,470株(所有割合:4.04%))を譲り受ける予定です。なお、全農及び農中が当該譲受けに関して支払う対価の額は、それぞれ9,999,999,800円及び47,038,381,000円であり(本公告日現在の対象者株式の数に換算すると、1株当たり2,300円)、また、全農及び農中は、当該対価以外に、本取引のために必要な実費のうち全農及び農中にて負担する金額として伊藤忠商事並びに全農及び農中との間で別途合意する金額を負担いたします。

<後略>

②本公開買付け後の経営方針

I. 全農・農中株式譲渡

(訂正前)

本基本契約に従い、対象者の非公開化後、公開買付者から、全農及び農中に対し、合計で、当該時点における対象者株式の総数の4.90%に相当する数の対象者株式を約570億円で譲渡する予定です(全農・農中株式譲渡)。当該譲渡の対価は、本公告日現在の対象者株式1株当たり換算すると、対象者株式24,799,296株(所有割合:4.90%)に本公開買付価格を乗じた額に、本取引のために必要な実費のうち全農及び農中にて負担する金額として伊藤忠商事並びに全農及び農中との間で別途合意する金額を加えた額となります。

また、本基本契約において、全農及び農中が譲り受ける対象者株式の内訳は、全農及び農中が決定し(なお、全農及び農中のいずれかが譲り受ける対象者株式数がゼロとならないように

決定されます。) 、伊藤忠商事に対して通知することとされております。

<後略>

(訂正後)

本基本契約に従い、対象者の非公開化後、公開買付者から、全農及び農中に対し、合計で、当該時点における対象者株式の総数の4.90%に相当する数の対象者株式を約570億円で譲渡する予定です(全農・農中株式譲渡)。当該譲渡の対価は、本公告日現在の対象者株式1株当たり換算すると、対象者株式24,799,296株(所有割合:4.90%)に本公開買付価格を乗じた額となり、また、全農及び農中は、当該対価以外に、本取引のために必要な実費のうち全農及び農中にて負担する金額として伊藤忠商事並びに全農及び農中との間で別途合意する金額を負担いたします。

また、本基本契約において、全農及び農中が譲り受ける対象者株式の内訳は、全農及び農中が決定し(なお、全農及び農中のいずれかが譲り受ける対象者株式数がゼロとならないように決定されます。)、伊藤忠商事に対して通知することとされております。全農は、2020年7月29日、総代会を開催し、本基本契約に基づき全農が公開買付者から譲り受ける対象者株式に係る譲渡対価の額を100億円とする旨の決議を行い、全農及び農中は、2020年7月29日、本基本契約に基づき、全農及び農中が譲り受ける対象者株式の内訳を、全農が0.86%(譲受け時点における対象者株式の総数に対する割合)、農中が4.04%(譲受け時点における対象者株式の総数に対する割合)とする旨を伊藤忠商事に対して通知いたしました。その結果、全農及び農中は、本基本契約に基づき、対象者の非公開化後、公開買付者から、それぞれ、全農が、当該時点における対象者株式の総数の0.86%に相当する数の対象者株式(本公告日現在の対象者株式の数に換算すると、4,347,826株(所有割合:0.86%))を、農中が、当該時点における対象者株式の総数の4.04%に相当する数の対象者株式(本公告日現在の対象者株式の数に換算すると、20,451,470株(所有割合:4.04%))を譲り受ける予定です。なお、全農及び農中が当該譲受けに関して支払う対価の額は、それぞれ9,999,999,800円及び47,038,381,000円であり(本公告日現在の対象者株式の数に換算すると、1株当たり2,300円)、また、全農及び農中は、当該対価以外に、本取引のために必要な実費のうち全農及び農中にて負担する金額として伊藤忠商事並びに全農及び農中との間で別途合意する金額を負担いたします。

<後略>